

【シン・行革大綱 10】組織改革（案）について

人口減少・超高齢化社会における市の経営改革の端緒として、第8次総合計画を着実に実行し、時勢の変化に対応することができる執行体制を令和7年4月からスタートさせます（一部、令和8年4月施行）。

なお、部課等*の数は、11部（▲3）・40課（＋3）、課等の数は＋3課となります。課等の3増は、部等の数を削減し課相当としたこと及び担当課長を配置していた部門を課に格上げしたことによるものです。
*議会事務局、監査委員事務局、会計管理者、教育委員会及び消防含む

1 組織再編主なポイント（部レベル）

(1)「子育て政策」取組強化の組織再編【R7.4月施行】

第8次総合計画の重点政策「子育て政策」の取組を強化すべく、妊産婦、子どもや子育て世帯の支援を切れ目なく行えるよう母子保健、子育て・子育て支援、保育園・幼稚園等を一つの部で所管するよう再編します。（2部の再編）

(2)「都市基盤整備」の組織効率化再編【R7.4月施行】

都市整備のプランニング及びインフラの整備、維持等の執行体制を効率化・スリム化すべく再編します（3部を2部に再編）。

(3)ガバナンスを担う組織の再編【R7.4月施行】

ガバナンスを担う組織を見直す中で、市政基本条例でうたう総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営をより一層推進するため企画・財政の両部門を一つの部で所管するよう組織再編します。また、防災部門を課として位置付け、市民に分かりやすくします。（2部の再編）

(4)部等の数を3減（14→11）とする見直し【R7.4月施行】

今回の組織改革を機に、部等に配置する7級（部長級）職員による分掌事務、人事管理等の内容やボリュームをあらためて確認し、2つの部等を課等に見直し、7級（次長級）又は6級（課長級）職員を配置することに改めます。また、1－(2)により、1部減となります。

2 再編後の組織体制

別紙（新旧組織図）を参照ください。

3 組織再編詳細内容

(1)「子育て政策」取組強化の組織再編【R7.4月施行】

- ① 福祉部及び市民健康部を、こども健康部及び市民福祉部に再編します。
- ② 子育て政策の取組を強化すべく、こども健康部を新設し、現在の子ども支援課をこども家庭課と保育幼稚園課に分課し、保健センターを加えた3課で構成します。
- ③ 市民福祉部は、社会保険、社会福祉*及び公的扶助並びに戸籍、住民基本台帳等に関する事務を所管し、福祉課、高齢福祉課、保険年金課及び市民課の4課で構成します。

*児童福祉は、上述こども健康部所管

(2) 「都市基盤整備」の組織合理化再編【R 7. 4 月施行】

- ① 都市計画部、建設部及び水道部の 3 部を、都市計画部及び建設水道部の 2 部に再編します。
- ② 都市計画部は、主に都市計画の総合企画・決定、土地開発行為の指導等や建築基準法に基づく確認等、市有施設建築工事の設計等、緑化事業等を所管し、都市政策課、開発指導課、建築住宅課及び緑化公園課の 4 課で構成します。また、空家等に関する事務を都市政策課から建築住宅課に移管します。
- ③ 建設水道部には、道路、河川、上下水道等のインフラの整備及び維持管理を所管し、道路河川課、用地課、上下水道総務課、上下水道工務課及び上下水道施設課の 5 課で構成します。

(3) ガバナンスを担う組織再編【R 7. 4 月施行】

- ① 企画部は、総合計画策定・管理、行政改革、財政、防災、広聴広報、デジタル推進等を所管し、秘書広報課、企画政策課、人口対策戦略室、危機管理課、財政課及びデジタル推進課の 5 課 1 室で構成します。
- ② 企画防災課の企画部門と公共施設管理課を統合し、企画政策課に改組します。これを機に新規政策研究及び庁内横断的プロジェクトの取組を強化します。また、公共施設のファシリティマネジメントを所管します。そして、企画防災課の防災部門を課に格上げし、危機管理課とします。財政課を総務部から企画部へ移管します。
- ③ 総務部は、総務課、人事課及び税務課の 3 課で構成します。人事課を企画部から総務部へ移管します。

(4) 部等の数を 3 減（14→11）とする見直し【R 7. 4 月施行】

会計管理者及び選挙管理委員会・監査委員会事務局等の 2 つの部等の長にこれまで 7 級（部長級）職員を配置していたものを課等に見直し、7 級（次長級）又は 6 級（課長級）職員を配置することに改めます。また、3 - (2) により 1 部減となります。

(5) 農林業政策を市民に分かりやすくする組織改編【R 7. 4 月施行】

- ① 産業観光課内の農林グループを課に格上げし、農林課とします。併せて、動物の駆除又は保護を複数課で行っていたものを農林課に集約させ、市民に分かりやすく、かつ、業務効率化を図ります。具体的には、イノシシの駆除を所管する農林課に、環境課所管のアライグマやヌートリアの駆除及び文化財保護センター所管のニホンカモシカの保護を移管します。
- ② 産業観光課は、商工観光課に名称変更します。

(6) 通信指令共同運用後の消防本部の再編【R 8. 4 月施行】

令和 8 年 4 月の東濃 5 市消防指令センター稼働に合わせて、消防本部は、消防総務課と予防課の 2 課体制とし、現行の救急指令課所管業務の内、同センターが所管することになる通信指令業務以外の業務は 2 課で所管することとします。

4 事務事業の所管明確化、事務事業の移管【R7.4月施行】

(1)「インターンシップ事務」を秘書広報課から人事課に移管

新規採用職員確保の一策として人事課が所管することとします。

(2)「市勢要覧に関する事」を総務課から企画政策課に移管

実態として、10年毎の市制記念の際に企画防災課（現行）が市勢要覧を製作してきたため移管します。

(3)「市民病院指定管理者との政策的調整事項に関する事」の所管を企画政策課とする

特命事項に関する調整業務を企画政策課にて行います。

(4)「統計資料の活用」の所管を企画政策課とする

データやエビデンスに基づく政策立案（EBPM）の推進を改めて位置付けて取り組みます。

(5)「結婚相談関係事務」をくらし人権課から人口対策戦略室に移管

人口減少対策に資する事業として、人口対策戦略室へ移管します。

(6)「子育て・子育てがしやすいまち多治見の施策立案」の所管をこども家庭課とする

全ての子どもを育てやすいまちを目指すため、各種施策立案を改めて位置付けて取り組みます。

(7)「主任児童委員に関する事」を高齢福祉課からこども家庭課へ移管

子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員を子育て政策を担うこども家庭課が所管することで、より迅速な連携・対応を図ります。

(8)「駐車場建設奨励条例に基づく届出の受理及び指導に関する事」を開発指導課から都市政策課に移管

実態として、都市政策課が担っているため移管します。

(9)「多文化共生」の所管をくらし人権課とする

外国人居住者増に伴う日常的な生活支援ニーズの高まりに対応するため、くらし人権課が所管します。併せて、国際交流協会関係事務を文化スポーツ課から移管し、同協会と緊密に連携して多文化共生を推進します。

(10)「高校生以上の若者の相談支援窓口事務」の所管をくらし人権課とする

現在は、誕生～幼児期までは保健センター・子ども支援課、小・中学生期は教育推進課が所管しています。一方、高校生以上の若者については国・県の明確な事業はなく、本市においても相談窓口がはっきりとしていない現況のため、くらし人権課をワンストップ相談窓口とし、内容に応じて専門的な部署へ誘導し、個別具体的に対応します。

5 事務分掌の書きぶりの見直し【R7.4月施行】

- (1) 総務課事務分掌中「市有林の管理」を削除し、農林課事務分掌中「市有林の保全に係る技術的支援」を「官行造林関係業務」に改めます。
- (2) 「寄附（他課所管に属するものを除く。）の受理」を総務課に明記します。
- (3) 総務課事務分掌の文言を修正（火災保険→建物保険）します。
- (4) 「公用車の交通安全に関すること」を総務課に明記します。
- (5) 都市政策課事務分掌中「市街地の整備に関すること」を削除します。